農業改良助長法施行規則の一部を改正する等の省令

（農業改良助長法施行規則の一部改正）

第一条　農業改良助長法施行規則（平成十七年農林水産省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「農業改良助長法施行令（以下「令」という。）」を「令」に改め、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（令第三条第二号ロの農林水産省令で定める方法）

第十二条　農業改良助長法施行令（以下「令」という。）第三条第二号ロの農林水産省令で定める方法は、書類審査、筆記試験又は口述試験の実施による方法とする。

（農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則の廃止）

第二条　農林水産省関係構造改革特別区域法施行規則（平成二十四年農林水産省令第四十六号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第三十九号

農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百三十一号）の施行に伴い、及び構造改革特別区域法施行令（平成十五年政令第七十八号）第六条の規定に基づき、環境省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

環境大臣　大塚　珠代

環境省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令

環境省関係構造改革特別区域法施行規則（平成十五年環境省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条中「第七条」を「第六条」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○文部科学省告示第二百号

大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程（平成二十七年文部科学省告示第百二十四号）第二条の規定により、平成二十七年十二月十五日付けで次の表に掲げる課程を職業実践力育成プログラムとして認定したので、同規程第六条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年十二月十八日

文部科学大臣　馳　浩

学校名	課程名
岩手大学	いわてアグリフロンティアスクール
福島大学	経済学研究科経済学専攻地域産業復興プログラム（ふくしま未来食・農教育プログラム）
筑波大学	多職種連携メディカルスタッフ教育プログラム
金沢大学	金沢大学社会教育主事講習
	「能登里山里海マイスター」育成プログラム
山梨大学	ワイン・フロンティアリーダー養成プログラム
信州大学	総合理工学研究科工学専攻超精密加工技術社会人プログラム
	総合理工学研究科農学専攻地域共生マネージメントプログラム
	総合理工学研究科「ながのブランド郷土食」社会人スキルアップコースプログラム
	総合理工学研究科超微細加工技術社会人スキルアップコースプログラム
岐阜大学	社会基盤メンテナンスエキスパート養成プログラム
静岡大学	総合科学技術研究科工学専攻事業開発マネジメントコース
名古屋工業大学	工学研究科博士前期課程社会工学専攻短期在学コース
	３Ｄ－ＣＡＤ設計技術者育成講座
豊橋技術科学大学	最先端植物工場マネージャー育成プログラム
大阪大学	法学研究科博士前期課程法学・政治学専攻知的財産法プログラム（特別コース）
	医学系研究科科目等履修生高度プログラム「医学統計」
	医学系研究科科目等履修生高度プログラム「在宅医療の充実における看取り向上のための検案能の涵養」
	医学系研究科科目等履修生高度プログラム「死因診断能力の向上と死因究明の攻究」
	ナノサイエンスデザイン教育研究センター科目等履修生高度プログラム「ナノサイエンス・ナノテクノロジー高度学際教育研究訓練プログラム（社会人教育）」超分子・ナノバイオ学コース
	ナノサイエンスデザイン教育研究センター科目等履修生高度プログラム「ナノサイエンス・ナノテクノロジー高度学際教育研究訓練プログラム（社会人教育）」ナノエレクトロニクス・ナノ材料学コース
	ナノサイエンスデザイン教育研究センター科目等履修生高度プログラム「ナノサイエンス・ナノテクノロジー高度学際教育研究訓練プログラム（社会人教育）」ナノ構造・機能計測解析学コース
	ナノサイエンスデザイン教育研究センター科目等履修生高度プログラム「ナノサイエンス・ナノテクノロジー高度学際教育研究訓練プログラム（社会人教育）」ナノマテリアル・ナノデバイスデザイン学コース
神戸大学	法学研究科博士課程後期課程理論法学専攻高度専門法曹コース
島根大学	ふるさと魅力化フロンティア養成コース
愛媛大学	農学研究科森林環境管理学サブコース
	社会共創クリエイター育成プログラム